

平成19年2月22日

各位

会社名 株式会社日住サービス  
代表者名 代表取締役社長 鈴木恭輔  
(コード 8854 大証第2部)  
問合せ先 常務取締役管理担当  
山崎英雄  
(TEL 06-6343-1841)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月22日開催の取締役会において、平成19年3月29日開催予定の当社第31期定時株主総会に下記のとおり定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 定款一部変更（1）

##### 1. 変更の理由

- (1) 今後の更なる事業展開のために、現行定款第2条に新たな事業目的を追加するものであります。(変更案第2条第13号)
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)の施行に伴い、以下のとおり変更するものであります。
- ① 会社法の施行に伴い、定款に定めがあるとみなされる事項を定めるものであります。
    - ・取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の規定(変更案第4条)
    - ・株券を発行する旨の規定(変更案第7条)
    - ・株式名簿管理人を置く旨の規定(変更案第9条)
  - ② 株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主各位に対しより充実した情報を開示し、提供できる規定を設けるものであります。(変更案第16条)
  - ③ 代理人による議決権行使について、代理人の人数及び行使方法を規定するものであります。(変更案第17条)
  - ④ 取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的方法による取締役会決議ができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第22条第3項)
  - ⑤ その他、会社法施行に伴い不要となる条文の削除ならびに会社法に対応した用語及び引用条文の変更等所要の変更を行うものであります。
- (3) 上記の他、条文の新設、削除に伴う条数の変更、条文の整備、項数の表示の変更、表現の修正・統一等、全般にわたり所要の変更及び整理を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

別紙1「定款一部変更（1）新旧対照表」のとおりです。

## II. 定款一部変更（2）

### 1. 変更の理由

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みである買収防衛策の採用及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、かかる買収防衛策の導入等のプロセスとして、株主の皆様のご承認を頂くことが重要であると考えております。

そこで、株主の皆様のことを法的に明確な形で反映させるために、買収防衛策の導入、継続及び廃止を株主総会決議事項とすべく変更案第34条（買収防衛策の導入等）を新設するものであります。

また、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当て等を行う場合にも、株主の皆様のことを法的に明確な形で反映させることが可能となるように、買収防衛策としての新株予約権無償割当て等を、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議で行うことも可能とする変更案第35条（新株予約権無償割当て等の決定機関）を新設するものであります。

### 2. 変更の内容

別紙2「定款一部変更（2）新旧対照表」のとおりです。

なお、本件についての詳細は、本日別途公表しました「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」をご参照ください。

## III. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年3月29日
定款変更の効力発生日	平成19年3月29日

以上

別紙 1

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

定款一部変更（1）新旧対照表

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
<b>第 1 条</b> 当社は、株式会社 日住サービス と称し、英文では、The Japan Living Service Co., LTD. とする。	<b>第 1 条</b> (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
<b>第 2 条</b> 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	<b>第 2 条</b>
1. 企業の経営相談並びに個人の財産管理の相談に関する業務	(1)
2. 事務処理、情報処理、販売業務処理の請負に関する業務	(2)
3. 経営者、事務職員、産業技能職員の養成援助に関する業務	(3)
4. 不動産の瑕疵保証に関する業務	(4)
5. 債権、債務の信用保証に関する業務	(5)
6. 金銭貸付に関する業務	(6)
7. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険代理業及び生命保険の募集に関する業務	(7)
8. 不動産の買取及び販売並びに賃貸借に関する業務	(8)
9. 不動産の仲介、斡旋、鑑定に関する業務	(9)
10. 不動産の賃貸管理並びに環境管理に関する業務	(10)
11. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務	(11)
12. 不動産特定共同事業法に基づく事業 (新 設)	(12)
13. 建築、設備工事の設計監理並びに請負に関する業務	(13) 不動産の信託受益権の販売、代理、媒介に関する業務
14. 建物の外装、内装の設計施工並びに斡旋に関する業務	(14)
15. 新聞折込広告の企画、制作並びに配送に関する業務	(15)
16. 広告代理及び各種の宣伝事業に関する業務	(16)
17. 各種出版物の販売及び配送に関する業務	(17)
18. 建物保全、清掃、消毒、管理サービス及び防疫請負に関する業務	(18)
19. 前各号に附帯関連する一切の業務	(19)
	(20)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
<b>第 3 条</b> 当社は、本店を大阪市に置く。  (新 設)	<b>第 3 条</b> (現行どおり)
(公告の方法)	(機関の設置)
<b>第 4 条</b> 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	<b>第 4 条</b> 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
	(公告方法)
	<b>第 5 条</b> 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故やその他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
<b>第 5 条</b> 当社の発行する株式の総数は、7,900 万株とする。  (新 設)	<b>第 6 条</b> 当社の発行可能株式総数は、7,900 万株とする。
	(株券の発行)
	<b>第 7 条</b> 当社は、その株式に係る株券を発行する。

(自己株式の取得)

**第6条** 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)

**第7条** 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

2. 当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。

(株券の種類)

**第8条** 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

(名義書換代理人)

**第9条** 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(基準日)

**第10条** 当社は、毎年12月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。

(単元未満株式の買増請求)

**第11条** 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を当社に請求することができる。

(株式取扱規則)

**第12条** 当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い並びに手数料については、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

### 第3章 株主総会

(新設)

(招集)

**第13条** 当社の定時株主総会は、毎営業年度の末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集者及び議長)

**第14条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

(削除)

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

**第8条** 当社の単元株式数は、1,000株とする。

2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

(削除)

(株主名簿管理人)

**第9条** 当社は、株主名簿管理人を置く。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(単元未満株式の買増請求)

**第10条** 単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(株式取扱規則)

**第11条** 当社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料は、取締役会が定める株式取扱規則による。

### 第3章 株主総会

(基準日)

**第12条** 当社は、毎年12月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

**第13条** 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

**第14条** 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(削除)

(決議要件)

- 第15条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。

(新設)

(議決権の代理行使)

- 第16条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会毎に、予め代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条** 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
2. 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第18条** 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任)

- 第19条** 取締役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条** 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条** 取締役会の決議により、代表取締役を選任する。

2. 代表取締役は、当会社を代表する。
3. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(招集者及び議長)

- 第22条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し議長となる。
2. 取締役会長に事故のあるとき、又は取締役会長を置かないときは、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(新設)

(新設)

(招集手続)

- 第23条** 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し

- 第15条** 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(参考書類等のインターネット開示)

- 第16条** 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議決権の代理行使)

- 第17条** 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(削除)

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第18条** (現行どおり)

(選任)

- 第19条** 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条** 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条** 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

(削除)

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第22条** 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(削除)

て会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

**第24条** 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

(削 除)

(相談役)

**第25条** 取締役会の決議により相談役を置くことができる。

(削 除)

(議事録)

**第26条** 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(削 除)

2. 取締役会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。

(報酬)

**第27条** 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において、これを定める。

(報酬等)

**第23条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(削 除)

(取締役会規則)

**第28条** 取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き取締役会において定める「取締役会規則」による。

## 第5章 監査役及び監査役会

## 第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

**第29条** 当社の監査役は、3名以上とする。

(員 数)

**第24条** (現行どおり)

(選 任)

**第30条** 監査役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(選 任)

**第25条** 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

**第31条** 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(任 期)

**第26条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(常勤の監査役)

**第32条** 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。

(常勤監査役)

**第27条** 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(招集手続)

**第33条** 監査役会招集の通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(監査役会)

**第28条** 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

(決議の方法)

**第34条** 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(削 除)

(議事録)

**第35条** 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(削 除)

(報酬)

**第36条** 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会において、これを定める。

(報酬等)

**第29条** 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規則)

**第37条** 監査役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定め

(削 除)

がある場合を除き監査役会において定める「監査役会規則」による。

## 第6章 計 算

(営業年度)

**第38条** 当社の営業年度は、1月1日から12月31日までとし、毎年12月31日を決算期とする。

(利益配当金)

**第39条** 利益配当金は、毎決算期現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し支払う。

(新 設)

(中間配当)

**第40条** 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、商法第293条の5に定める金銭の分配（以下中間配当という）をすることができる。

(新 設)

(配当金等の除斥期間)

**第41条** 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

## 第6章 計 算

(事業年度)

**第30条** 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

**第31条** 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(削 除)

(自己株式の取得)

**第32条** 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

**第33条** 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

